

はじめに

- ・赤字箇所は、記入例です。提出する際は赤字ではなく黒字でご提出ください。
- ・灰色網掛け箇所は、補足説明です。
- ・「※届出簿」とある項目は、環境省 HP 上に掲載されている「特定国内種事業者届出簿」(<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>) において公表される事項です。
- ・「※表示事項」とある項目は、特定国内種事業者が、「特定第一種国内希少野生動植物種」の個体の陳列又は広告をする際に表示することを義務づけられている事項です。

様式第 34-2

特定第一種国内希少野生動植物種（淡水魚類）に関する特定国内種事業届出書

令和 7 年 4 月 1 日

関東地方環境事務所長 殿
農 林 水 産 大 臣 殿

届 出 者

四角の中をクリックし、どちらかにチェックマークを付けてください。
個人か法人かは、法人登記の有無で判断してください。屋号（店舗名）をもっている場合であっても、法人登記がない場合は、個人にチェックし記載してください。

☐ 個人の場合

氏 名 ※届出簿・表示事項	
------------------	--

☒ 法人の場合

名 称 ※届出簿・表示事項	(株) 環境養魚
代 表 者 の 氏 名 ※届出簿・表示事項	自然 花子
担 当 者 の 氏 名	自然 太郎

住 所 ※届出簿・表示事項	〒 XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇-〇〇
電 話 番 号	XX-XXXX-XXXX
E - m a i l	xxxxx@xxx.xxx

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づき、特定第一種国内希少野生動植物種に関する特定国内種事業について、次のとおり届け出ます。

特定第一種国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設 ※届出簿	名 称	環境養魚 霞が関店
	所 在 地	東京都〇〇区〇〇-〇〇

「名称」には、店舗名や屋号（個人事業主が用いることのできる商業上の名称。例：〇〇屋、〇〇園）、任意団体名（〇〇会）等を記載してください。施設の名称がない場合は「-」としてください。施設が複数ある場合は、全てを記載してください。なお、販売施設が複数ある場合は、1 件ずつ届出書を作成・提出してください（下記の注 3）。

通販専業の場合、屋号については、通販やオークション・フリマサイト等において常用しているショップ名等があればそれを記載してください。住所については、受注管理や発送作業等の通販実務を行う場所の住所を記載してください。

特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の種名 ※届出簿・表示事項	ゼニタナゴ ☐ 別紙参照
譲渡し又は引渡しの業務を開始しようとする日 ※届出簿	届出番号（事業者番号）の通知の日から

届出に対して届出番号（事業者番号）が通知されます。事業で特定第一種国内希少野生動植物種の個体の陳列・広告をする際には、事業者番号その他必要な事項を表示しなければならないことにご注意ください（詳細は HP を参照）。

特定第一種国内希少野生動植物種の個体を

☒ 飼養し、又は繁殖させる場合（以下「※1」欄に記入すること。）

☐ 飼養しない、又は繁殖させない場合（以下「※1」欄は記入不要）

「所在地」は、飼養・繁殖を行う池や水槽等がある場所の住所を記載してください。また、必ず別紙に地図を添付してください。「規模及び構造」の「構造」は例文を参考に施設の種類を記載してください。「規模」は、大きさや面積を記載してください。設備がある場合は、「設備」として例文のように記載してください。最後に、必ず別紙に施設や設備の図面・写真を添付してください。
 生きている個体の飼養をせず、標本のみを取り扱う場合、チェック及び記載は不要です。

※1	飼養施設又は繁殖施設	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
		規模及び構造	1. 構造：調整池 規模：幅 10m×奥行 10m×高さ 1 m 2. 構造：ビニールハウス 規模：間口 5 m×奥行き 5 m×高さ 3 m 3. 構造：自宅室内 設備：水槽 規模：幅 45cm×奥行き 30cm×高さ 30cm 4. 構造：自宅室内 設備：水槽、LED 照明 規模：幅 60cm×奥行き 45cm×高さ 30cm ☒ 別紙参照
※1	飼養又は繁殖に従事する者	氏名	自然 花子
		飼養又は繁殖に関する経歴	タナゴ類の繁殖歴 10 年。二枚貝を用いた繁殖や、採卵・採精による人工授精を用いた繁殖。

繁殖に携わった経験年数、これまで取り扱った種名及び繁殖方法等、繁殖に関する経歴を記載してください。

※1	飼養又は繁殖方法	二枚貝を用いた繁殖や、採卵・採精による人工授精を用いた繁殖。 ☐ 別紙参照
※1	飼養又は繁殖計画	年間 1,000 個体程度。 9～11 月に二枚貝に産卵させ、翌 4～5 月に母貝から浮出した仔魚を確保し、飼育する。又は、9～11 月に採卵・採精による人工授精を行い、ふ化した稚魚を確保し、飼育する。 ☐ 別紙参照

種ごとに月間又は年間の繁殖生産計画（数量を含む）を記載してください。

※1	生きている個体の逸出を防止するための措置	施設・設備に関する措置： 飼育環境は、給排水設備等により野外の水域と接続しており、給排水設備等には個体の逸出防止のための網を設置する。増水の可能性がある場合には溢水しないよう水位を下げる等水位の管理に努める。 飼育水の処分に関する措置： 水替え時には網を通す。排水は個体逸出防止のための網を設置した排水口から行う。 その他： 飼育施設には常時施錠し第三者が入れないようにする。 定期的な点検を行い、個体が野外に逸出していないことを確認する。 別紙「水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト」について、チェックを入れた項目を実施する他、それ以外の項目についても今後実施を検討する。 ☒ 別紙参照
----	----------------------	--

主に施設の構造上の逸出防止措置や、飼育水の処分の際の逸出防止措置を記載してください。また、「水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト」のチェックリストにチェックを入れ、別紙として添付いただきますようお願いします。

繁殖にその他の動植物種を

☒ 用いる場合（以下「※2」欄に記入すること。）

☐ 用いない場合（以下「※2」欄は記入不要）

※2	個体の繁殖に用いる他の動植物種の種名	マルドブガイ、タガイ ☐ 別紙参照
----	--------------------	---

用いる種名を全て記載してください（種の特が難しい場合、想定される種名を全て記載）。

※2	他の動植物種の使用に当たっての生態系の保全への配慮	環境省レッドリストにおける絶滅危惧種であるマルドブガイの場合、ゼニタナゴを飼育する管理池で、マルドブガイを繁殖させる。または、マルドブガイを養殖している業者から購入する。 環境省レッドリストにおける絶滅危惧種でないタガイの場合、必要最小限の数を近所の池で採集して用いる。 別紙「水生生物飼育・販売・養殖チェックリスト」について、チェックを入れた項目を実施する他、それ以外の項目についても今後実施を検討する。 ☒ 別紙参照
----	---------------------------	---

野外で捕獲・採取した個体はできるだけ用いず、養殖された個体を用いるなど、絶滅のおそれや生態系に配慮した個体の調達方法等を記載してください。

備考 1	特定第一種国内希少野生動植物種の個体の保有数量	種名	ゼニタナゴ
		由来 (繁殖個体、野生個体、その他)	由来 野生個体 数量 約 50 個体 取得時期 令和 7 年 3 月頃から令和 7 年 4 月頃まで 入手方法 ○○地方環境事務所から許可を受け、○○川にて捕獲したもの（許可番号：○○○○） 由来 繁殖個体 数量 約 500 個体 取得時期 令和 7 年 3 月頃から令和 7 年 4 月頃まで 入手方法 環境水産霞が関店（届出番号：○○○○）から購入した個体を累代繁殖したもの ☐ 別紙参照

届出の日時点で既に対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の個体を保有している場合、できるだけその由来ごとに数量を記載してください。必要に応じ、適宜記載欄を追加してください。

【記載内容】

由来 繁殖個体、野生個体又はその他の別（その他の場合、適法に輸入されたもの等、詳細を記載）

取得時期 年月等（自ら繁殖した場合を除き、規制開始前取得の場合はその旨を記載すること。）

入手方法

繁殖個体の場合：自ら繁殖させた場合は「繁殖」、購入した場合は購入先

野生個体の場合：捕獲場所及び許可番号（規制開始後に限る）

その他の場合：輸入先等

備考 2	
---------	--

注1 届出は、事業を開始しようとする日より前に行うこと。

- 2 届出者については、個人の場合又は法人の場合いずれか該当するものにチェックをし、個人にあっては氏名、法人にあっては名称及び代表者の氏名、担当者の氏名を記載すること。また、住所及び連絡先を記載すること。
- 3 「特定第一種国内希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」欄には、販売、保管、飼養、繁殖等の施設が別である場合には、これらの施設名を列挙し、それぞれの所在地を記載すること。なお、販売事業を行う施設が複数ある場合は、1施設毎に別葉の届出書を使用すること。

複数の販売施設がある場合は、販売施設ごとに届け出てください。また、出張販売については、事前に届出の可否を御確認ください。

- 4 「特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の名称」欄には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の別表第3の第一に掲げる名称（和名のみで可）を記載すること。
- 5 特定第一種国内希少野生動植物種の個体を飼養又は繁殖させる場合には、
 - (1) 「飼養施設又は繁殖施設」の「所在地」欄には、個体の飼養又は繁殖を行う池、水槽等の所在地を記載すること。
 - (2) 「飼養施設又は繁殖施設」の「規模及び構造」欄には、飼養施設又は繁殖施設の面積等の規模、温室等の構造、繁殖に使用する機械設備、野生個体の保存管理施設等を記載することとし、これらを明らかにした図面及び写真を添付すること。

「別紙」の作成例を参考に、飼養施設の図面及び写真を添付してください。

- (3) 「飼養又は繁殖に従事する者」欄には、飼養又は繁殖に従事する者の氏名を記載するとともに、飼養又は繁殖に携わった経験年数、これまで取り扱った種名及び飼養又は繁殖方法等の飼養又は繁殖に関する経歴を記載すること。
 - (4) 「飼養又は繁殖方法」欄には、人工授精、二枚貝を用いた繁殖等の手段の別及びその具体的な方法について記載すること。
 - (5) 「繁殖計画」欄には、月間又は年間の繁殖生産計画（数量的な計画）を記載すること。
 - (6) 「繁殖に用いる他の動植物種の種名」欄には、用いる他の動植物種の種名をすべて記載すること。
 - (7) 「他の動植物種の使用に当たっての生態系の保全への配慮」欄には、繁殖に用いる他の動植物種の絶滅のおそれに関する事項及び生態系の保全のための配慮措置を具体的に記載すること。
- 6 「備考1」欄には、届出の日現在、対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の個体を既に保有、飼養している場合は、由来（繁殖させたもの（繁殖個体）、捕獲されたもの（野生個体）又はその他の別。適法に輸入されたもの等である場合には、その他（適法に輸入されたもの）等、具体的に記載すること。）ごとに数量を記載すること。また、取得時期、入手方法（繁殖個体の場合は繁殖若しくは購入先、野生個体の場合は捕獲場所・許可番号、又はその他（適法に輸入されたもの）の場合は輸入先等）について記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。